

平成29年飯田市議会第3回定例会まとめ（9月14日提出分）

総括	
報告案件	1件
人事案件	1件
条例案件	1件
一般案件	1件
予算案件	1件
計	2件

案件の概要

- |         |  |
|---------|--|
| 議案第102号 | 工事請負契約の締結について（「産業振興の拠点」整備事業第Ⅲ期建築工事）<br>【契約金額 270,000千円 契約の相手方 神稲建設株式会社】                    |
| 議案第103号 | 平成29年度飯田市一般会計補正予算（第4号）案<br>【歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46,193,344千円とする。】 |

平成29年度一般会計補正予算(第4号)案について

- 1 補正額 27,000 千円
- 2 主な内容
- 8月7日~8日 台風5号豪雨による災害復旧費
    - 市道 16カ所(南信濃9、竜丘3、伊賀良2、上久堅1、龍江1) 14,100 千円
    - 林道 22カ所(千代5、南信濃6、羽場3、上郷3、伊賀良3、上村2) 4,900 千円
    - 農業施設 6カ所(龍江2、竜丘1、伊賀良3) 3,300 千円
    - 河川 3カ所(上久堅1、伊賀良1、南信濃1) 2,500 千円
    - 農地 3カ所(山本1、鼎1、上郷1) 1,200 千円
    - 公園 2カ所(羽場1、東野1) 1,000 千円

総括(歳入)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の主な内容	単位:千円
11 分担金及び負担金	775,744	360	776,104	農地単独災害復旧事業分担金	
18 繰越金	889,801	21,340	911,141	純繰越金	
20 市債	4,658,800	5,300	4,664,100	現年発生単独災害復旧事業債(公共土木施設4,800、農業用施設500)	
歳入合計	46,166,344	27,000	46,193,344		

総括(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			補正額の主な内容
				特 定 財 源	一 般 財 源		
					国県支出金	地方債	
11 災害復旧費	83,050	27,000	110,050	0	5,300	360	土木施設単独災害17,600 林道単独災害4,900 農業施設等単独災害4,500
歳出合計	46,166,344	27,000	46,193,344	0	5,300	360	

平成29年飯田市議会第3回定例会  
付託議案一覧表（追加分）

9月14日上程分

【分割付託分】

◎ 分割付託議案 (1件)	
議案第103号	平成29年度飯田市一般会計補正予算(第4号)案

【一括付託分】

◎ 産業建設委員会付託議案 (1件)	
議案第102号	工事請負契約の締結について(「産業振興の拠点」整備事業第Ⅲ期建築工事)

議案第103号 平成29年度飯田市一般会計補正予算（第4号）案  
付託表

【総務委員会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
18 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	10
20 市債	1 市債	11 災害復旧債	10

2 歳出

なし

3 地方債補正

【産業建設委員会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
11 分担金及び負担金	1 分担金	1 災害復旧費分担金	10

2 歳出

款	項	目	議案頁
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	10 農林単独災害復旧事業費	12
	2 公共土木施設災害復旧費	10 土木施設単独災害復旧事業費	12

平成29年飯田市議会第3回定例会 一般質問(案)

番号	質問者	実施日	実施時間	持ち時間(分)	備考	
1	吉川 秋利	9月13日	10:00 ~ 10:40	40		
2	竹村 圭史		10:40 ~ 11:20	40		
3	原 和世		11:20 ~ 12:10	50		
休憩 (50分)						
4	岡田 倫英		13:00 ~ 13:50	50		
5	木下 徳康		13:50 ~ 14:30	40		
6	福澤 克憲		14:30 ~ 15:10	40		
休憩 (15分)						
7	古川 仁		15:25 ~ 15:55	30		
8	湊 猛	15:55 ~ 16:35	40			
9	小林 真一	16:35 ~ 17:15	40			
10	井坪 隆	9月14日	9:00 ~ 9:40	40		
11	湯澤 啓次		9:40 ~ 10:20	40		
休憩 (15分)						
12	清水 優一郎		10:35 ~ 11:15	40		
13	永井 一英		11:15 ~ 11:55	40		
休憩 (65分)						
14	山崎 昌伸		13:00 ~ 13:40	40		
15	塚平 一成		13:40 ~ 14:20	40		
16	木下 容子		14:20 ~ 15:00	40		
休憩 (15分)						
17	後藤 荘一	15:15 ~ 16:05	50			
18	新井 信一郎	16:05 ~ 17:05	60			
			合計	760		

平成29年飯田市議会第3回定例会

第2日以降日程予定表

月	日	曜日	日	程
9	13	水	議会運営委員会	午前9時 第1委員会室
			午前10時 開議 日程第1 会議成立宣言 日程第2 会議録署名議員指名 日程第3 一般質問  延 会	
	14	木	午前9時 開議 日程第1 会議成立宣言 日程第2 会議録署名議員指名 日程第3 一般質問 日程第4 議案審議 (1) 追加議案(2件) 委員会付託議案 議案第102号及び議案第103号まで 説明、質疑及び委員会付託  日程第5 請願及び陳情上程(請願4件) 委員会付託  散 会	
	15	金	総務委員会	午前9時 第1委員会室
	16	土		
	17	日		
	18	月	敬老の日	
	19	火	社会文教委員会	午前9時 第1委員会室
	20	水	産業建設委員会	午前9時 第1委員会室
	21	木	委員会予備日(総務委員会)	
	22	金	委員会予備日(社会文教委員会)	
	23	土	秋分の日	
	24	日		
	25	月	委員会予備日(産業建設委員会)	
	26	火	リニア推進特別委員会	午前10時 第1委員会室
	27	水		

9		議会運営委員会	午前9時	第1委員会室
	28 木	<p>午前10時 開議</p> <p>日程第1 会議成立宣言</p> <p>日程第2 会議録署名議員指名</p> <p>日程第3 委員長報告</p> <p>日程第4 議案審議</p> <p>(1) 委員会付託議案 委員長報告、質疑、討論及び採決</p> <p>(2) 追加議案 (あれば)</p> <p>ア 委員会付託議案 議案第 号から議案第 号まで 説明、質疑及び委員会付託 委員長報告、質疑、討論及び採決</p> <p>イ 議会議案 議会議案第 号から議会議案第 号まで 質疑、討論及び採決</p> <p>日程第5 請願及び陳情上程 (あれば) 委員会付託</p> <p>日程第6 議員派遣</p> <p>閉 会</p>		

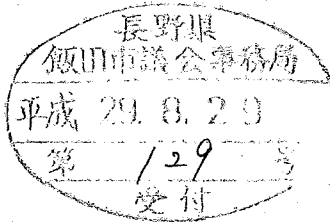
## 平成29年飯田市議会第3回定例会

## 請願文書表

9月14日上程

受理番号	受理年月日	請願者住所氏名	要旨	紹介議員	付託委員会
2	29.8.24	飯田市大久保町2534番地 飯田市職員労働組合 執行委員長 小林 晋	国に対し、「地方財政の充実・強化を求める意見書」を提出願いたい	福澤克憲	総務委員会
3	29.8.28	飯田市追手町2-673-1 飯田市立追手町小学校内 飯田市学校教職員組合 執行委員長 板倉 新一	国に対し、「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書を提出願いたい	湯澤啓次	社会文教委員会
4	29.8.28	飯田市追手町2-673-1 飯田市立追手町小学校内 飯田市学校教職員組合 執行委員長 板倉 新一	国に対し、国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書を提出願いたい	湯澤啓次	社会文教委員会
5	29.8.28	飯田市追手町2-673-1 飯田市立追手町小学校内 飯田市学校教職員組合 執行委員長 板倉 新一	国に対し、複式学級の編制基準の改善及び教職員定数増を求める意見書を提出願いたい	湯澤啓次	社会文教委員会





資料番号  
No. 6

29飯企第173号  
平成29年8月23日

飯田市議会議長 清水勇 様

飯田市長 牧野光 朗



### 飯田市議会における反問権の検討について

このことについて、市議会における質問及び質疑に対する答弁を的確に行うとともに、市政上の論点や争点をより明確にすることを目的として、下記事項についてご検討いただきますようお願いします。

#### 記

- 1 反問権の扱いについて
- 2 検討の過程においては、市側職員(総務部長、総合政策部長、総務文書課長、企画課長)の参加について、ご配慮願います。

質疑通告の時期の扱いについて

(1) 質疑通告の時期に問題があると考えるか

会派のぞみ	・問題はある。
会派みらい	・質疑通告の時期そのものに問題があるとは考えないが、議案説明の後の質疑の在り方に一考を要する。
公明党	・時期そのものに問題があるとは考えないが、時期までに通告ができなかった者の扱いを確認する必要がある。

(2) 問題があると考えるのは具体的にどの部分か。また、どうするのがよいと考えるか。

【具体的部分】

会派のぞみ	・原則論として、現行、議会運営を優先し、告示日に配付された議案等に対し開会日の二日前までに通告するとしているが、本来理事者側の説明を聞いてから質疑があれば通告するのが原則であり、その点からは問題。 ・(通告期限内に通告できなかった場合) 3人以上の会派では、委員会において所属委員に質疑を託すことが可能だが2人会派ではそれができない。
会派みらい	・議案説明の後に、議長から「期日までに質疑通告がございましたので質疑なしと認めます」と宣告すること。
公明党	

【どうするのがよいと考えるか】

会派のぞみ	・当面は、議運で示された正副委員長案で運用する 現行通り2日前までの通告とするが、開会日の質疑を動議形式で認め、議長が議運に諮ることとする。 ・上記諸課題について議会改革推進会議で検討する。
会派みらい	・告示された議案は、議案説明の後に質疑が生じる場合があり、かつ付託された委員会に所属しない議員からの質疑の機会を保障する方法を検討すべきである。
公明党	・会議規則第52条第2項の適用。

○飯田市議会会議規則 ※抜粋

第7節 発言(第50条—第66条)

第51条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 (以下 略)

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、起立して「議長」と呼び自己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。

3 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名する。発言の順序は、議長が決める。(以下略)

## 事務局考察

議会は、重要な意思の決定機関であるため、その意思の決定手順等を定めて運営をしています。議会における意思決定の手順等は、「飯田市議会会議規則」に定められています。

多くの市では、標準市議会会議規則に各市議会の運営に沿った修正を加え規則を定めています。しかし、会議規則のみで議会を安定的に運営することは困難であるために、各市議会では、会議規則を補完する目的で、各市議会に必要な詳細な取り決めを「先例集」というかたちで確認し、それらに則り議会運営をしています。そのため、議会運営の整合性を図る点から、「先例集」に記載がある事項は、「先例集」を優先適用することになります。

名称は「先例集」となっていますが、議会運営においては重要なものであり、会議規則と同様に、厳守されるものです。また一方で、実際の運営などでそぐわない点は、議会運営委員会等での議論を経たうえで確認、修正されていくものです。

会議規則第51条第1項において、

第1項では「会議において発言しようとするものは、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。(抜粋)旨の規定が、第2項では「質疑」「討論」の通告内容の規定があります。

議会運営上、「あらかじめ」の時期については、先例集の「第6章 発言」の「第2節 質疑」、「第3節 討論」の中で定めがあります。

この部分から、通告がない「質疑」や「討論」を議長が許可することは、事実上あり得ません。※「あらかじめ」とは、「直前」ではないということが法解釈の前提にあり。会議規則にある「あらかじめ」を法解釈に沿った運用にしたいとすることが、前回改正の主眼でした。

また、会議規則第52条は、(発言の通告をしない者の発言)についての規定ですが、「質疑」や「討論」に関しては、前条などの規定から、「通告」が必要であり、発言の通告をしない者が「質疑」や「討論」を求めることは、実質は、通告を求める旨の発言と考えます。

通告の「あらかじめ」の時期は、先例集に定められているほか、場合(追加議案等)によっては、議長がその時間を宣告しています。発言を通告しない者の発言において、それが「質疑」や「討論」である場合は、あらかじめ定められた時期以外に、通告の許可を求める発言であるため、その発言は内容からも「動議」であると考えます。

※通告の許可が、結果的に「質疑」等の許可に繋がります。

定められた通告の時期以外に通告を求める発言の可否に関しては、会議規則や先例集に則った議会運営の面から基本的に、許可すべきでないと考えられます。議案審査に対する重要性などから、議長が許可すべきとの考えもあるかと思いますが、この考えは、議会運営の原則である(現在の)会議規則や先例集に則った議会運営の立場からは、疑義があります。

これらの点を踏まえ、事務局としては、あらかじめ定められた時期以外の通告に対しては、議会運営の整合の観点からも、都度動議の可否を会議に諮るのではなく、議会運営委員会で確認いただく必要があると考えています。

代表質問の扱いについて

(1) 現在の先例による取り扱い(参考)

※先例 第7章 質問 第2節 代表質問 (8) 裏面参照

代表質問・一般質問の上限時間 14時間 840分

➤ 代表質問 (120分 × 5会派 = 600分)

➤ 一般質問

10分 × 人数分 を会派に配分 ※議長及び監査委員の2人分は調整分扱

会派配当分 10分 × 21人 = 210分

調整分10分 × (議長・監査委員・残時間) 30分

会派	代表質問		一般質問〔240〕			計
のぞみ	120	*	110	10分×11人	調整分	230
みらい	120	*	30	10分×3人		150+α
公明	120	*	30	10分×3人		150+α
市民パ	120	*	20	10分×2人		140+α
共産	120	*	20	10分×2人		140+α
計	600		210		30	840

\*はユニットの扱い

(2) 構成議員2人の会派の代表質問の扱い及び関連質問について  
各会派(案)

会派	2人会派の対応			関連質問
	代表質問		一般質問割当時間	
会派のぞみ	認める	80分	あり	行わない
会派みらい	認める	120分	なし 先例(6)による	検討中
公明党	認める	80分	なし	行わない

※先例 抜粋

## 第7章 質問

### 第2節 代表質問

(8) 代表質問は、次のとおり運用する。これに伴い、前(7)の先例は廃止する。

ア 代表質問と一般質問の合計上限時間は、概ね14時間とする。

イ 各会派への割当て時間は、1会派当たり2時間以内(答弁時間を含む。)とする。

ウ 代表質問の全体所要時間は10時間を上限とし、残りの4時間で一般質問を行う。

エ 会派(無会派議員を含む)への割当て時間は、1人当たり10分×会派(無会派議員を含む)所属人数を基本とする。

オ 調整分の10分、議長の10分及び監査委員の10分の合計30分を、議長及び監査委員の選出会派以外の会派(無会派議員を含む)へ配分する。

カ 代表質問及び関連質問を全て終了した後に、一般質問を行う。

キ 各会派は、代表質問及び一般質問の時間として割り当てられた合計時間の枠内で、どちらにどれだけ充てるかを定めることができる。(これを「ユニット方式」という。)

ク この先例は、平成21年第4回定例会から実施する。

(平成21年8月24日議会運営委員会決定)